4　施行令第三十五条の三第二項に規定する財務省令で定める割合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。

一　当該対象特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額に当該対象特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イに規定する割合を乗じて計算した金額（当該金額が零に満たない場合には、零）

二　当該法人が当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引ごとに、当該特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額に当該特許権譲渡等取引に係る法第五十九条の三第一項第一号イに規定する割合を乗じて計算した金額（当該金額が零に満たない場合には、零）を合計した金額

5　施行令第三十五条の三第三項に規定する財務省令で定める金額は、不適用事業年度ごとに、当該法人が当該不適用事業年度において行つた各特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額の合計額に当該不適用事業年度における法第五十九条の三第一項第一号ロに規定する割合を乗じて計算した金額を合計した金額が零に満たないときのその満たない部分の金額に、当該対象事業年度における同号ロ(3)に掲げる金額に対する当該対象事業年度における同号ロ(2)に掲げる金額の割合（当該対象事業年度における同号ロ(3)に掲げる金額が零である場合には、零）を乗じて計算した金額とする。

6　施行令第三十五条の三第三項に規定する財務省令で定める割合は、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額のうちに占める割合とする。

一　当該法人の施行令第三十五条の三第三項の当該対象事業年度において行つた特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額（当該特許権譲渡等損益額が零に満たない場合には、零）

二　当該法人が当該対象事業年度において行つた各特許権譲渡等取引に係る特許権譲渡等損益額（当該特許権譲渡等損益額が零に満たない場合には、零）の合計額

7　法第五十九条の三第二項第二号に規定する財務省令で定めるものは、産業標準化及び国際標準化の動向並びに知的財産権の活用の状況に関する調査に関する省令第二条第一項第一号イに掲げる特許権（同項第三号に該当するものに限る。）及び同項第一号ロに掲げる著作物（同項第二号及び第三号に該当するものに限る。）とする。

8　施行令第三十五条の三第九項に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、当該法人がその事業の用に供した資産のうち研究開発（法第五十九条の三第二項第三号に規定する研究開発をいう。以下この項において同じ。）の用に供するもの（研究開発の用に供しない部分がある資産に限る。第一号において「併用資産」という。）の施行令第三十五条の三第九項に規定する取得価額に、同号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　当該法人の当該併用資産を事業の用に供した日を含む事業年度における当該併用資産の償却費として損金経理をした金額

二　前号に掲げる金額のうち研究開発費として損金経理をした金額

9　法第五十九条の三第二項第五号ロに規定する財務省令で定めるものは、当事者の一方が法律行為をすることその他の事務を相手方に委託する契約又は協定（第一号から第三号までに掲げる要件の全てを満たすもの及び第四号又は第五号に掲げる要件を満たすものを除く。）とする。

一　当該事務を履行することに対する報酬を支払うこととされていないこと（当該報酬の支払に係る債務（当該事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償に係る債務を含む。）がその契約若しくは協定に基づく他の報酬又はその契約若しくは協定に基づき引き渡す物品の対価の支払に係る債務と区分されていないことを含む。）。

二　当該事務の履行により得られる成果に対する報酬、仕事の結果に対する報酬又は物品の引渡しの対価を支払うこととされていること。

三　当該事務に着手する時において当該事務の履行により得られる成果の内容が具体的に特定できていること（当該成果を得ること、仕事を完成すること又は物品を引き渡すことを主たる目的としている場合を含む。）。

四　その委託の終了後における当該事務の経過及び結果の報告を要しないこととされていること。

五　当該事務を履行することに対する報酬の支払及び当該事務を処理するのに必要と認められる費用の弁償を要しないこととされていること。

10　法第五十九条の三第七項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第五十九条の三第七項に規定する特許権譲受等取引（以下この項及び第十二項において「特許権譲受等取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ　当該特許権譲受等取引に係る資産の明細を記載した書類

ロ　当該特許権譲受等取引において法第五十九条の三第七項の法人及び当該法人に係る関連者（同条第二項第一号に規定する関連者をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）が果たす機能並びに当該特許権譲受等取引において当該法人及び当該関連者が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該特許権譲受等取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。ロにおいて同じ。）に係る事項（当該法人又は当該関連者の事業再編（合併、分割、事業の譲渡、事業上の重要な資産の譲渡その他の事由による事業の構造の変更をいう。ロにおいて同じ。）により当該特許権譲受等取引において当該法人若しくは当該関連者が果たす機能又は当該特許権譲受等取引において当該法人若しくは当該関連者が負担するリスクに変更があつた場合には、その事業再編の内容並びにその機能及びリスクの変更の内容を含む。）を記載した書類

ハ　当該特許権譲受等取引に係る法第五十九条の三第二項第二号に規定する適格特許権等（第三号において「適格特許権等」という。）の内容を記載した書類

ニ　当該特許権譲受等取引に係る契約書又は契約の内容を記載した書類

ホ　法第五十九条の三第七項の法人が、当該特許権譲受等取引において当該法人に係る関連者に支払う対価の額の明細、当該対価の額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ　法第五十九条の三第七項の法人及び当該法人に係る関連者の当該特許権譲受等取引に係る損益の明細並びに当該損益の額の計算の過程を記載した書類

ト　当該特許権譲受等取引に係る市場に関する分析（当該市場の特性が当該特許権譲受等取引に係る対価の額又は損益の額に与える影響に関する分析を含む。）その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ　法第五十九条の三第七項の法人及び当該法人に係る関連者の事業の内容、事業の方針及び組織の系統を記載した書類

リ　当該特許権譲受等取引と密接に関連する他の取引の有無及びその取引の内容並びにその取引が当該特許権譲受等取引と密接に関連する事情を記載した書類